

特約中途付加 ご契約のしおり 約款

(特約名)

介護前払特約

リビング・ニーズ特約

目標到達時災害保障付
円建積立保険移行特約

指定代理請求特約

無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）用



大樹生命保険株式会社



日本生命グループ

このたびは、現在ご契約いただいております当社の保険に特約を付加くださりまして誠にありがとうございました。

この冊子は、特約条項について記載されていますので、該当する条項をご熟読のうえ「保険証券」とともに大切にご保存ください。

今後とも、従来どおり末永くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

2025年1月作成

目 次

ご契約のしおり

	(ページ)
●介護前払特約について	1
●リビング・ニース特約について	4
●目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約について	9
●指定代理請求特約について	12
●保険金などをお支払いできない場合について	15
●お手続きに必要な書類について	18

約 款

●介護前払特約	19
●リビング・ニース特約	24
●目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約	29
●指定代理請求特約	36

「ご契約のしおり」では、『障害』を『障がい』と表記しています。

(例) 高度障害保険金 ⇒ 高度障がい保険金

介護前払特約について

《特約条項 → 19ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、主契約の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による介護前払保険金としてお支払いします。

支払事由	主契約の保険料払込期間の満了後 ^① に被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度 ^② の要介護4以上 ^③ に該当していると認定されていること
受取人	被保険者

ア. ご請求方法

- 介護前払保険金をご請求される場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

イ. ご請求額（指定保険金額）および支払金額

- ご請求額（指定保険金額）は、次の（a）基本保険金額の範囲内、かつ、（b）同一被保険者について通算3,000万円以内とします。

（a）基本保険金額

- 書類到着日^④における基本保険金額となります。

（b）同一被保険者について、通算 3,000万円以内

- 書類到着日の前日を換算基準日^⑤とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額をもって判定します。

①主契約の保険料払込期間の満了後
主契約の保険料払込期間の満了後であっても、未払込保険料があるときは、主契約の保険料払込期間が満了していないものとみなします。

②公的介護保険制度
介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

③要介護4以上
介護前払特約の別表2「要介護4以上」をご覧ください。

④書類到着日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

⑤換算基準日
換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

●介護前払保険金の支払金額は、次のとおりです。

(a) この特約による保険金を指定通貨でお支払いする場合

●次の「A」から「B」を差し引いた金額^⑥とします。

A…介護前払保険金の受取人が指定した金額（指定保険金額）

B…主契約の死亡保険金の前払となる期間相当の指定保険金額に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left[\text{「A」} \right] - \left[\text{「A」を書類到着日における当社所定の利率^⑦で} \right. \\ \left. \text{当社所定の期間^⑧割り戻して計算した現価} \right]$$

(b) この特約による保険金を円換算支払特約を付加して円でお支払いする場合

●上記 (a) で計算した支払金額を円換算レート（支払用）で円に換算した金額とします。

⑥「A」から「B」を差し引いた金額

書類到着日における指定保険金額に対応する主契約の責任準備金額を下回らないものとします。

⑦当社所定の利率

主契約の最低保証予定利率を用います。

⑧当社所定の期間

主契約の死亡保険金の前払となる期間相当をいい、書類到着日の被保険者年齢から当社所定の平均余命に達するまでの年月数となります。

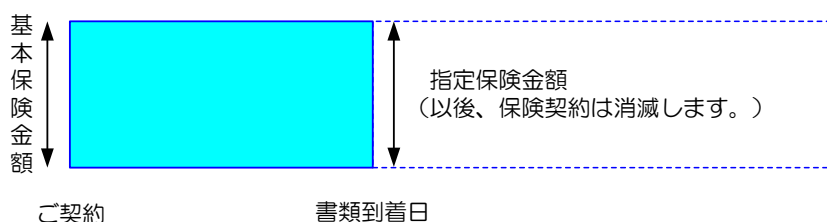
ウ. お支払いの限度

●介護前払保険金のお支払いは、1 契約について1 回限りとします。

エ. 介護前払保険金をお支払いした後のご契約

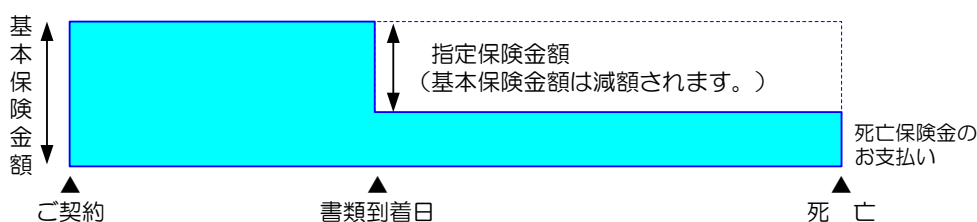
(a) ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額と同額の場合

●ご契約は、書類到着日にさかのぼって消滅します。



(b) ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額の一部の場合

●基本保険金額は、書類到着日にさかのぼって指定保険金額と同額の減額がなされるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。その後、被保険者が死亡された場合、減額後の基本保険金額（責任準備金額が減額後の基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）を死亡保険金受取人にお支払いします。



ご 注 意

- 介護前払保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- ご契約者貸付が行われているときは、介護前払保険金の支払金額からその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- 介護前払保険金をお支払いする前に主契約の保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金の請求を受けた場合には、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金をお支払いしません。
- 介護前払保険金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。円に換算してお支払いする場合、書類到着日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）を適用します。
- 介護前払保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- 主契約の保険料のお払い込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間が満了するまでは、介護前払保険金をご請求いただけません。
- 次のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は消滅します。
 - ・主契約の保険金または主契約に付加されたリビング・ニーズ特約による保険金をお支払いしたとき
 - ・主契約が消滅したとき
 - ・目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約を付加している場合で、主契約が災害保障付円建積立保険へ移行したとき
- この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で、当社が特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。
- 介護前払特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

リビング・ニーズ特約について

《特約条項 → 24ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、主契約の死亡保険金の将来のお支払いにかえ、その全部または一部をこの特約による保険金としてお支払いします。

支払事由	被保険者の余命が6か月以内 ^① であると判断された場合
受取人	被保険者

①余命が6か月以内
一般に日本で認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内である状態を意味します。

②請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

③換算基準日
換算基準日として定める日が、当社が指定する取引銀行または当社の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および当社の営業日となります。

ア. ご請求方法

- この特約による保険金をご請求される場合は、当社所定の診断書をご提出いただきます。また、診断書に医師の所見を記入していただきますが、当社が必要と認めた場合には、確認・照会等を行い、また、当社指定の医師の診断を受けていただくことがあります。

イ. ご請求額（指定保険金額）および支払金額

- ご請求額（指定保険金額）は、次の（a）基本保険金額の範囲内、かつ、（b）保険種類に応じた金額の範囲内とします。

（a）基本保険金額

- この特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日）における基本保険金額となります。

（b）保険種類に応じた金額

- 次の金額となります。ただし、フラット外貨終身では、次の〈1〉～〈3〉の判定にあたって、請求書類が当社に着いた日^②の前日を換算基準日^③とする円換算レート（支払用）で円に換算した金額を用います。

保険種類	
A	フラット外貨終身、大樹セレクト、ドリームクルーズワイド、ベクトルX、ザ・ベクトル、大樹暖家族-R等当社の定める保険種類でリビング・ニーズ特約を付加されたご契約
B	A以外のご契約で、リビング・ニーズ特約を付加されたご契約

- 〈1〉 同一被保険者について、Aのご契約のみの場合………通算 3,000万円以内
- 〈2〉 同一被保険者について、Bのご契約のみの場合………通算 1,000万円以内
- 〈3〉 同一被保険者について、AおよびBの双方のご契約がある場合
……… AおよびBのご請求額のそれぞれの合計額について、
〈1〉 および 〈2〉 の範囲内、かつ、通算 3,000万円以内

(例) 保険種類に応じた金額の例

- Aより 3,000万円請求された場合…Bは請求できません。
- Aより 2,500万円請求された場合…Bの請求限度額は 500万円
- Aより 2,000万円請求された場合…Bの請求限度額は 1,000万円
- Aより 1,000万円請求された場合…Bの請求限度額は 1,000万円

④当社所定の利率
主契約の最低保証予定
利率を用います。

●この特約による保険金の支払金額は、次のとおりです。

(a) この特約による保険金を指定通貨でお支払いする場合

- 次の「A」から「BとCの合計額」を差し引いた金額とします。

A…次の式で計算した金額

ただし、換算基準日の円換算レート(支払用)で円に換算した金額が、前述の〈1〉～〈3〉の金額以内であることが必要です。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{この特約による保険金の支払事由の発生日の} \\ \text{基本保険金額} (\ast 1) \end{array}} \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{基本保険金額}}$$

※1 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\boxed{\left(\begin{array}{c} \text{この特約による保険金の支払事由の発生日において} \\ \text{計算した6か月後の主契約の責任準備金額} \end{array} \right) \times 1.01}$$

B…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息(次の式で計算した金額のことをいいます。)

$$\boxed{\left(\begin{array}{c} \text{「A」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{「A」を当社所定の利率④で} \\ \text{6か月間割り戻して計算した現価} \end{array} \right)}$$

C…指定保険金額に対する6か月間の固定円建保険料相当額を固定円換算レートで指定通貨に換算した金額

(b) この特約による保険金を円換算支払特約を付加して円でお支払いする場合

- 次の「AからBを差し引いた金額」を円換算レート（支払用）で円に換算した金額から「C」を差し引いた金額とします。

A…次の式で計算した金額

ただし、換算基準日の円換算レート（支払用）で円に換算した金額が、前述の〈1〉～〈3〉の金額以内であることが必要です。

$$\left[\frac{\text{この特約による保険金の支払事由の発生日の 基本保険金額} (\ast 1)}{\text{基本保険金額}} \right] \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{基本保険金額}}$$

※1 この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合は、次の式で計算した金額に置き換えます。

$$\left[\text{この特約による保険金の支払事由の発生日において 計算した6か月後の主契約の責任準備金額} \right] \times 1.01$$

B…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left[\text{「A」} \right] - \left[\text{「A」を当社所定の利率で 6か月間割り戻して計算した現価} \right]$$

C…指定保険金額に対する6か月間の固定円建保険料相当額

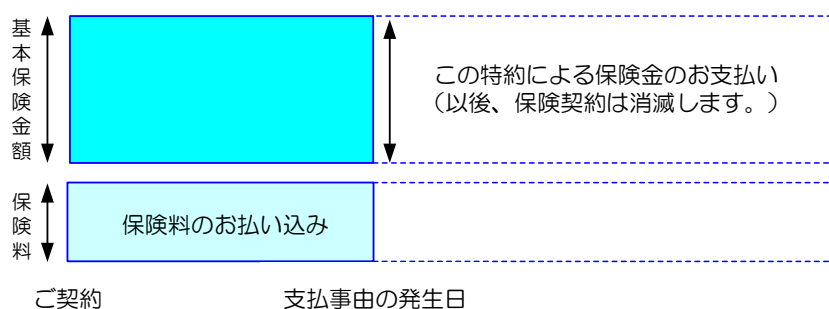
ウ. お支払いの限度

- この特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りとします。

エ. この特約による保険金をお支払いした後のご契約

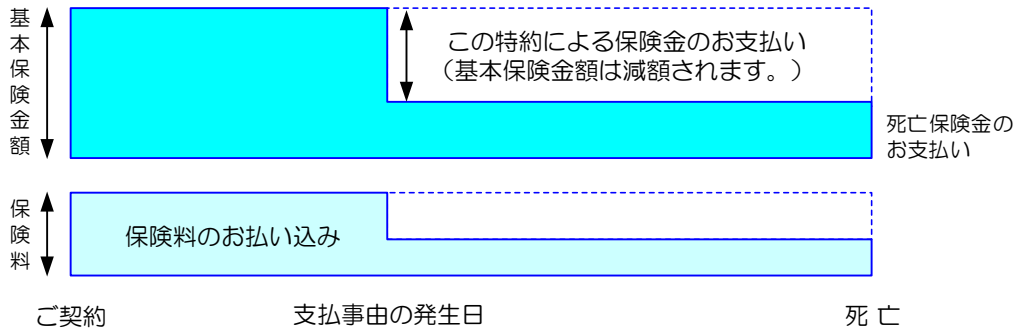
(a) ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額と同額の場合

- ご契約は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって消滅します。



(b) ご請求額（指定保険金額）が基本保険金額の一部の場合

- 指定保険金額がこの特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって減額されるものとし、減額部分の解約返戻金はありません。また、継続する部分については引き続き保険料をお払いいただき、その後、被保険者が死亡された場合、減額後の基本保険金額（責任準備金額が減額後の基本保険金額以上の場合は責任準備金額に1.01を乗じて得た金額）を死亡保険金受取人にお支払いします。



オ. 条件付保険特約が付加された場合のお取り扱い

- 主契約に条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が適用されている場合、この特約による保険金の支払金額は、次のとおりです。

(a) この特約による保険金を指定通貨でお支払いする場合

- ・次の「A」から「BとCの合計額」を差し引いた金額とします。ただし、「A」の金額が指定保険金額に対応する責任準備金額を下回るときには、その対応する責任準備金額から「BとCの合計額」を差し引いた金額をお支払いします。

A…次の式で計算した金額

$$\left(\text{前述「イ. ご請求額（指定保険金額）および支払金額」で計算した金額} \right) \times \left(\text{この特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約に定める所定の割合} \right)$$

B…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

$$\left[\text{「A」} \right] - \left[\text{「A」を当社所定の利率で6か月間割り戻して計算した現価} \right]$$

C…指定保険金額に対する6か月間の固定円建保険料相当額を固定円換算レートで指定通貨に換算した金額

(b) この特約による保険金を円換算支払特約を付加して円でお支払いする場合

- 次の「AからBを差し引いた金額」を円換算レート（支払用）で円に換算した金額から「C」を差し引いた金額とします。ただし、「A」の金額が指定保険金額に対応する責任準備金額を下回るときには、その対応する責任準備金額からBを差し引いた金額を円換算レート（支払用）で円に換算した金額からCを差し引いた金額をお支払いします。

A…次の式で計算した金額

前述「イ. ご請求額（指定保険金額）および
支払金額」で計算した金額

×

この特約による保
険金の支払事由の
発生日における条
件付保険特約に定
める所定の割合

B…支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の「A」に対する利息（次の式で計算した金額のことをいいます。）

「A」

－

「A」を当社所定の利率で
6か月間割り戻して計算した現価

C…指定保険金額に対する6か月間の固定円建保険料相当額

ご 注 意

- この特約による保険金のご請求額の限度は、将来変更することがあります。
- 他のご契約に付加されたリビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等の被保険者とこの特約の被保険者が同一の場合には、リビング・ニーズ特約（ファミリー保障特約用）等のご請求額も通算されます。
- ご契約者貸付が行われているときは、この特約による保険金の支払金額からその貸付金の元利合計額を差し引きます。
- この特約による保険金を円に換算してお支払いする場合、請求書類が当社に着いた日の前日を換算基準日とする円換算レート（支払用）を適用します。
- この特約による保険金を指定通貨でお支払いする際には、指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となります。また、ご利用される金融機関により諸手数料が必要な場合や、当社からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。
- 次のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は消滅します。
 - 主契約の保険金をお支払いしたとき
 - 主契約が消滅したとき
 - 目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約を付加している場合で、主契約が災害保障付円建積立保険へ移行したとき
- リビング・ニーズ特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約について

《特約条項 → 29ページ》

この特約は、ご契約締結の際またはご契約後に主契約に付加することにより、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて1か月経過した日以後、円に換算した解約返戻金額が**目標額（円）**①以上となった場合に、主契約を災害保障付円建積立保険に自動的に移行することができます。

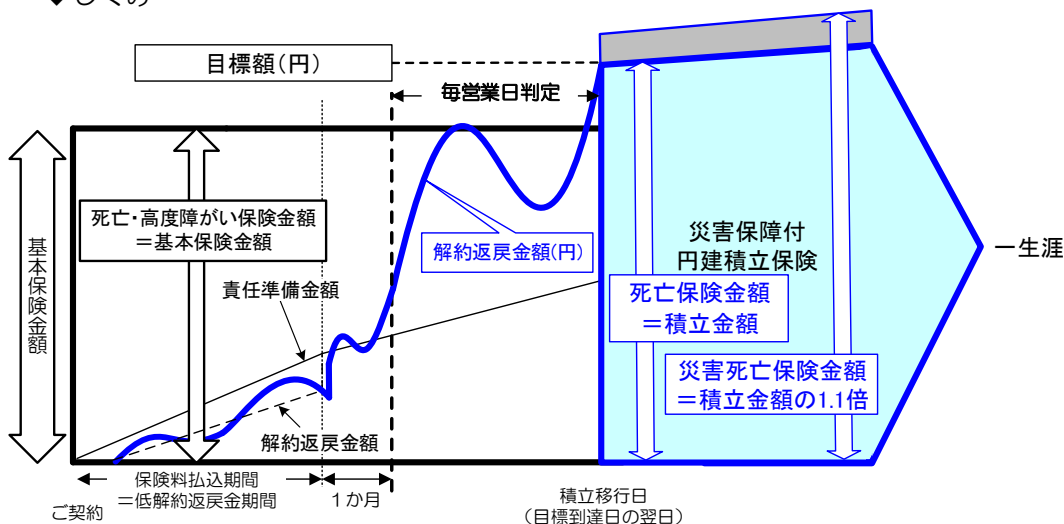
①**目標額（円）**
特約付加時にご契約者が円で設定します。

②**主契約を解約したとみなしたときの解約返戻金額**
ご契約者貸付による貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額となります。

ア. 災害保障付円建積立保険への移行

- 次の〈1〉が〈2〉以上になると判定された場合、その日（目標到達日）の翌日を積立移行日として、主契約は災害保障付円建積立保険に自動的に移行します。
 - 〈1〉 **主契約を解約したとみなしたときの解約返戻金額**②を円換算レート（支払用）により円に換算した金額
 - 〈2〉 目標額（円）
- 上記の判定は、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて1か月経過した日以後の、当社の営業日、かつ、当社が指定する取引銀行の営業日にあたる日ごとに行います。ただし、月払のご契約の場合で、最終の保険料期間に対応する保険料が保険料払込期間の満了日まで払い込まなかったときは、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて2か月経過した日以後に判定を行います。
- 災害保障付円建積立保険に移行後の積立金額は、上記〈1〉の金額に基づき、積立移行日における積立利率によって計算します。
- 災害保障付円建積立保険に移行後の積立利率は、積立移行日から消滅まで変更されません。
- 災害保障付円建積立保険の保険期間は終身とします。

◆しくみ



イ. 災害保障付円建積立保険について

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、保険金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払金額	受取人
死亡されたとき	死亡保険金 ^③	積立金額 ^④	死亡保険金 受取人
積立移行日以後に発生した不慮の事故 ^⑤ を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき	災害死亡保険金	積立金額の1.1倍 相当額	
積立移行日以後に発病した所定の感染症 ^⑥ を直接の原因として死亡されたとき			

③死亡保険金

災害死亡保険金が支払われる場合には、お支払いしません。

④積立金額

積立移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する積立移行日の月単位の応当日の前日までの経過年月数を基準に計算した金額となります。

⑤不慮の事故

「ご契約のしおり」の無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）普通保険約款の別表1「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

⑥所定の感染症

目標到達時災害保障付積立保険移行特約の別表1「対象となる感染症」をご覧ください。

ウ. 積立金の一部取崩について

- 資金がご入用のときは、災害保障付円建積立保険の積立金の一部を取り崩して、一部取崩に伴う手数料等を差し引くことなくそのまま引き出すことができます。
- 積立金の一部を取り崩して引き出す場合、その取り崩される積立金部分は解約されたものとみなします。
- 一部取崩後の積立金額が10万円未満となるときには、積立金の一部を取り崩して引き出すことはできません。
- 災害保障付円建積立保険の積立金の一部を取り崩して引き出す場合、死亡保険金額・災害死亡保険金額は減少します。

エ. その他のお取り扱い

- ご契約者は、目標到達日以前に限り、目標額（円）を変更することができます。

ご 注 意

- 口座振替扱またはクレジットカード扱以外のお払い込み方法により、最終の保険料期間に対応する保険料を保険料払込期間の満了日までにお払い込みいただいた場合には、保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて2か月経過した日以後に判定を行う場合があります。
- ご契約が失効している場合は判定を行いません。
- 主契約が災害保障付円建積立保険に移行する前に次の保険金の請求を受けた場合で、かつ、その保険金をお支払いすることになったときは、基本保険金額のうちそのお支払いによって支払事由の発生日にさかのぼって消滅する（減額がなされたものとする場合を含みます。）部分について、災害保障付円建積立保険へ移行することはできません。
 - ・高度障がい保険金
 - ・介護前払特約による介護前払保険金
 - ・リビング・ニーズ特約による保険金
- 災害保障付円建積立保険に移行した場合、積立移行日以後、次のお取り扱いはできません。
 - ・高度障がい保険金のお支払い
 - ・介護前払特約による介護前払保険金のお支払い
 - ・リビング・ニーズ特約による保険金のお支払い
 - ・年金支払特約による死亡保険金等の年金支払
 - ・年金払移行特約による解約返戻金等の年金支払
 - ・ご契約者貸付
- 災害保障付円建積立保険に移行後の死亡保険金額は、移行前の死亡保険金額を円換算レート（支払用）で円に換算した金額を下回ることがあります。
- 災害死亡保険金は、積立移行日以後に発生した約款所定の不慮の事故による傷害や発病した感染症を直接の原因として、約款所定の状態となった場合にお支払いします。したがって、積立移行日前に発生した不慮の事故による傷害や発病した感染症を原因とする場合には、災害死亡保険金をお支払いすることはできません。
- 目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

指定代理請求特約について

《特約条項 → 36ページ》

この特約を付加されますと、保険金等の受取人である被保険者に自らご請求いただけない次の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、被保険者の代理人として保険金等をご請求いただけます。

(例) 被保険者が自らご請求いただけない事情

- 被保険者が保険金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき
- 被保険者が傷病名（ガン等の当社が認める傷病名の場合）を告知されていないとき
- 被保険者が余命6か月以内と知らされていないとき など

①直系血族

②3親等内の親族
次頁の「直系血族」「3親等内の親族」をご覧ください。

③次の範囲内の方

婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方などを含みます。

④財産管理を行っている方

財産管理委任契約などに基づき財産管理を行っている方をいいます。

ア. 対象となる保険金等

●指定代理請求人よりご請求いただける保険金等は、次のとおりです。

〈1〉被保険者が受取人となる次の保険金

- ◆ 高度障がい保険金
- ◆ リビング・ニーズ特約による保険金
- ◆ 介護前払保険金

〈2〉被保険者と受取人が同一人である場合の次の年金

- ◆ 年金支払特約による年金
- ◆ 年金払移行特約による年金

〈3〉被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料のお払い込み免除

●すえ置かれている保険金等のご請求の対象にはなりません。

イ. 指定代理請求人の範囲

●ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を次の範囲の中から1名指定してください。

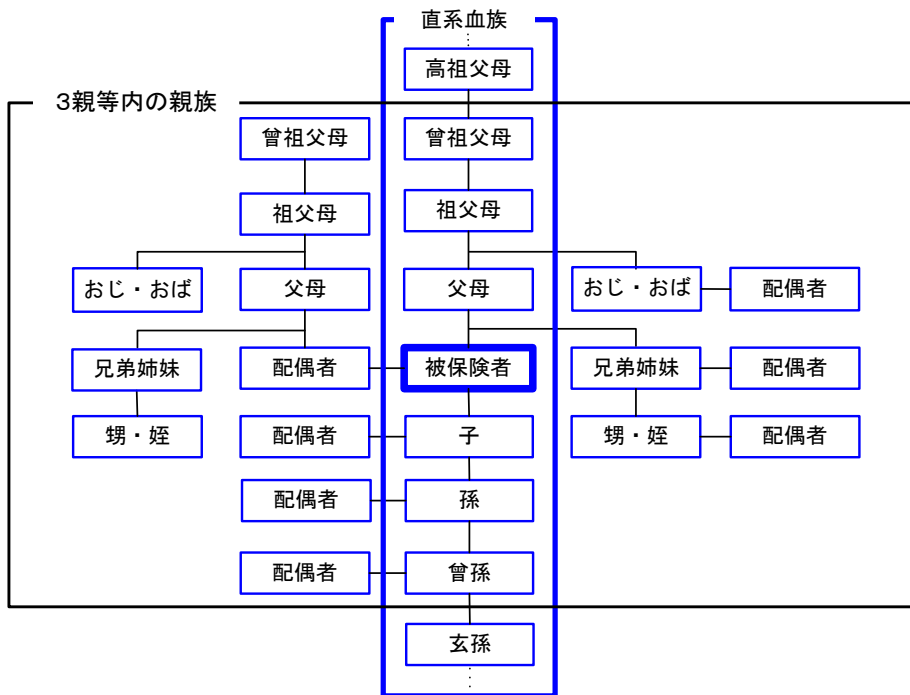
〈指定代理請求人の範囲〉

- 〈1〉被保険者の戸籍上の配偶者
- 〈2〉被保険者の直系血族^①（子、孫、父母、祖父母など）
- 〈3〉被保険者の3親等内の親族^②（兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪など）

上記のほか、次の範囲内の方^③で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると当社が認めた方

- 〈4〉被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている方
- 〈5〉被保険者の財産管理を行っている方^④
- 〈6〉死亡保険金受取人
- 〈7〉その他上記〈4〉または〈5〉と同等の関係にある方

●指定代理請求人が保険金等をご請求いただく際にも、上記の範囲内であることが必要です。



⑤死亡保険金受取人が指定代理請求人として

次の場合には、「死亡保険金受取人」を「被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えます。

- ・年金支払特約により年金の支払が開始した場合
- ・年金払移行特約により主契約の全部が年金払に移行した場合

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、前頁の〈指定代理請求人の範囲〉内で指定代理請求人を変更することができます。
- 被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じた際に、指定代理請求人の要件を満たす方がいない場合、または、指定が撤回されたこと等により指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として⑤保険金等をご請求いただけます。

ウ. 代理請求によるお支払い

- 指定代理請求人が保険金等をご請求される場合、次の書類をご提出いただきます。
 - ・被保険者に保険金等を自らご請求いただけない事情が生じたことを示す書類
 - ・指定代理請求人が前頁イ. の〈指定代理請求人の範囲〉内であることを確認するための書類
 - ・その他の必要書類
- 指定代理請求人が保険金等をご請求された場合、ご契約が消滅する、特約が消滅し保険料が少なくなる、あるいは保険料のお払い込みが免除されることがあります。また、被保険者ご本人から保障内容・お支払い内容について当社にご照会があったときは、回答せざるを得ないことがあります。したがって、被保険者ご本人が、保険金等を自らご請求いただけない事情（余命6か月以内、ガンであること等）をお知りになることがあります。
- 介護前払特約およびリビング・ニーズ特約について、複数契約の各代理人からの保険金請求額が当社の定める金額を超える場合、その超える部分はお支払いできません。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等のご請求を受けてもお支払いできません。

ご 注 意

- 指定代理請求人に次のような事情が生じた場合は、指定代理請求人を変更していただく必要がありますので、すみやかに「お客さまデスク」にご連絡ください。
 - ・死亡されたとき
 - ・指定代理請求人の要件を満たさなくなったとき
 - ・被保険者の代理人として保険金等を請求する意思表示ができなくなったとき など
- 指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理でご請求いただける方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。
- 保険金等を指定代理請求人のご請求によりお支払いした場合、当社のご契約者または被保険者にその旨のご連絡をいたしません。したがって、ご契約者または被保険者の承諾なしにご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金等を被保険者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人として保険金等をご請求いただけません。
- 指定代理請求特約の特約条項は、この特約が付加される日における特約条項が適用されます。

保険金などをお支払いできない場合について

保険金等の支払事由が生じても、次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

(a) 免責事由に該当した場合

給付の種類	免責事由
介護前払保険金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 被保険者の薬物依存 〈6〉 戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約による保険金	次のいずれかによって、支払事由が生じたとき 〈1〉 ご契約者の故意 〈2〉 被保険者の故意 〈3〉 被保険者の自殺行為 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 戦争その他の変乱
災害保障付円建積立保険移行後の死亡保険金	次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき 〈1〉 主契約の責任開始の日からその日を含めて <u>3年以内</u> の被保険者の自殺 〈2〉 ご契約者の故意 〈3〉 主契約の死亡保険金受取人の故意 〈4〉 戦争その他の変乱
災害保障付円建積立保険移行後の災害死亡保険金	次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 被保険者の故意または重大な過失 〈3〉 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 〈4〉 被保険者の犯罪行為 〈5〉 被保険者の精神障がいの原因とする事故 〈6〉 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 〈7〉 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 〈8〉 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 〈9〉 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

(b) 重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当し、ご契約または特約が解除されたとき
 - 〈1〉 ご契約者または保険金等の受取人が、保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - 〈2〉 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - 〈3〉 ご契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^①に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^②があると認められるとき
 - 〈4〉 上記〈1〉～〈3〉のほか、当社のご契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記〈1〉～〈3〉と同等の重大な事由があるとき

(c) 告知義務違反による解除の場合

- お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が解除されたとき

(d) ご契約の失効の場合

- 保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約が効力を失ったとき

(e) 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- 詐欺によりご契約が取り消されたとき
- 保険金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされたとき 等

①反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

②社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者または保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

ご 注 意

- 重大事由によりご契約または特約を解除した場合で、前頁（b）の〈1〉～〈4〉に定める事由の発生時以後に保険金等の支払事由が生じたときは、保険金等のお支払いを行いません（〈3〉の事由にのみ該当した場合で、〈3〉に該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、〈3〉に該当した受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。）。すでに保険金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求します。
- 告知義務違反によりご契約または特約を解除した場合、保険金等の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- 詐欺または不法取得目的により、ご契約が取消または無効とされた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。
- 精神病等による自殺については、保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由が生じた場合は、該当する被保険者の数によっては、保険金の全額またはその一部をお支払いすることがあります。
- 災害保障付円建積立保険の移行日前に発生した不慮の事故による傷害や発病した感染症を原因とする場合には、災害死亡保険金をお支払いすることはできません。

お手続きに必要な書類について

保険金等のご請求や、名義変更等の諸手続きに必要な書類は、主約款および特約条項の別表「請求書類」に記載しています。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、「お客さまデスク」にご相談ください。

介護前払特約目次

<p>この特約の主な内容</p> <p>第1条 用語の意義</p> <p>第2条 特約の締結および責任開始時</p> <p>第3条 介護前払保険金の支払</p> <p>第4条 介護前払保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所</p> <p>第5条 特約保険料の払込</p> <p>第6条 特約の失効</p> <p>第7条 特約の復活</p> <p>第8条 特約の解約</p> <p>第9条 特約の消滅</p> <p>第10条 払いもどし金</p>	<p>第11条 告知義務違反による解除</p> <p>第12条 重大事由による解除</p> <p>第13条 契約者配当金</p> <p>第14条 管轄裁判所</p> <p>第15条 法令等の改正に伴う支払事由の変更</p> <p>第16条 主約款の規定の準用</p> <p>第17条 主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱</p> <p>別表1 公的介護保険制度</p> <p>別表2 要介護4以上</p> <p>別表3 請求書類</p>
--	---

介護前払特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）契約に付加することにより、被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護4以上の状態になった場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による介護前払保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加された場合、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（介護前払保険金の支払）

① 会社は、この特約の介護前払保険金を、次に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (介護前払保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても介護前払保険金を支払わない場合)
介護前払保険金	主契約の保険料払込期間の満了後* に、次の条件のすべてを満たしたとき (ア) 被保険者の年齢* が満65歳以上であること (イ) 被保険者が公的介護保険制度* による要介護認定を受け、要介護4以上* に該当すると認定されていること	第③項に定める金額	被保険者	被保険者が次のいずれかによって介護前払保険金の支払事由に該当したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意、自殺行為または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の薬物依存* (オ) 戦争その他の変乱

- * 主契約の保険料払込期間の満了後 主契約の保険料払込期間の満了後であっても、未払込保険料があるときは、主契約の保険料払込期間が満了していないものとみなします。
- * 被保険者の年齢 主約款の年齢の計算の規定にかかわらず、被保険者の満年齢とします。
- * 公的介護保険制度 別表1に定める公的介護保険制度をいいます。
- * 要介護4以上 別表2に定める状態をいいます。
- * 薬物依存 平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- ② 第①項の支払事由(イ)は、この特約の介護前払保険金の請求に必要な書類（別表3）が会社に着いた日（以下「書類到着日」といいます。）においても満たしていることを必要とします。
- ③ この特約の介護前払保険金の支払金額は、主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約の介護前払保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、書類到着日における会社の定める利率に基づいて計算した主契約の死亡保険金の前払となる期間相当の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額とします。ただし、支払金額は、書類到着日における指定保険金額に対応する主契約の責任準備金額を下回らないものとします。
- ④ 契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付金の元利合計額を第③項に定める支払金額から差し引くものとします。
- ⑤ この特約の介護前払保険金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ⑥ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第①項および第⑤項の規定にかかわらず、この特約の介護前払保険金の受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑦ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約の介護前払保険金が支払われた場合は、書類到着日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑧ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約の介護前払保険金が支払われた場合は、書類到着日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、

会社は、払いもどし金を支払いません。

- ⑨ この特約の介護前払保険金の支払がなされる前に次の各号に定める保険金の請求を受けた場合には、会社は、介護前払保険金の請求がなかったものとして取り扱い、介護前払保険金を支払いません。
- (1) 主契約の保険金
 - (2) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金
- ⑩ この特約の介護前払保険金が支払われたときには、会社は、その後、次の各号に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額分については、これを支払いません。
- (1) 主契約の保険金
 - (2) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金
- ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱によって支払事由に該当した場合でも、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めるときには、会社は、その影響の程度に応じ、この特約の介護前払保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第4条（介護前払保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 被保険者（契約者が介護前払保険金の受取人のときは、契約者）は、この特約の介護前払保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表3）を提出して、介護前払保険金を請求してください。
- ② 介護前払保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表3）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) この特約の介護前払保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金を支払ったとき
- (4) 目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約の規定により主契約が災害保障付円建積立保険へ移行したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解

除するものとします。

- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約の介護前払保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約における介護前払保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、この特約の給付にかかわる公的介護保険制度の改正が行われた場合等で特に必要と認めるときには、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することがあります。
- ② 本条の変更を行うときには、会社は、主務官庁の認可を得て定めた日（以下「支払事由の変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定により支払事由を変更する場合には、会社は、支払事由の変更日の2か月前までに契約者にその旨を通知します。
- ④ 本条の規定により支払事由を変更する場合で、契約者がその変更を承諾しないときには、この特約は、支払事由の変更日から将来に向かって解約されたものとします。

第16条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第17条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合で、特別保険料領収法が適用されているときには、会社は、第3条（介護前払保険金の支払）第③項に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算して取り扱います。

(2023年10月改定)

別表 1

公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。

別表 2

要介護 4 以上

「要介護 4 以上」とは、平成11年 4 月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護 4 または要介護 5 のいずれかの状態をいいます。

別表 3

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	介護前払保険金 (第 3 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 公的介護保険制度による要介護認定の結果を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5) 被保険者の戸籍抄本 (6) 被保険者（契約者が介護前払保険金の受取人のときは、契約者）の印鑑証明書 (7) 保険証券
2	特約の解約 (第 8 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

リビング・ニーズ特約目次

この特約の主な内容	第11条 告知義務違反による解除
第1条 用語の意義	第12条 重大事由による解除
第2条 特約の締結および責任開始時	第13条 契約者配当金
第3条 この特約による保険金の支払	第14条 管轄裁判所
第4条 この特約による保険金を支払わない場合	第15条 主約款の規定の準用
第5条 この特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	第16条 主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱
第6条 特約保険料の払込	第17条 主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用
第7条 特約の復活	第18条 保険料払込時における円換算レートを固定する場合の特則を付加した円換算払込特約を付加している場合の特則
第8条 特約の解約	
第9条 特約の消滅	
第10条 払いもどし金	
	別表 請求書類

リビング・ニーズ特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）契約に付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の将来の支払にかえ、その全部または一部について、この特約による保険金として支払うことを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。

第2条（特約の締結および責任開始時）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得たうえで、契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 会社がこの特約の付加を承諾したときには、会社は、次の各号の場合に応じ、それぞれに定める時からこの特約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任が開始した時
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した時

- ③ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加された場合、会社は、この特約の名称を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（この特約による保険金の支払）

- ① 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、次の各号に定める金額をこの特約による保険金として、この特約による保険金受取人に支払います。ただし、次の各号に定める金額から、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日（被保険者の余命が6か月以内と判断された日をいいます。以下同じとします。）からその日を含めて6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
- (1) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額未満の場合
- 主契約の基本保険金額の範囲内、かつ、会社所定の金額の範囲内で、この特約による保険金受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）
- (2) この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額が基本保険金額以上の場合
- この特約による保険金の支払事由の発生日において計算した6か月後の主契約の責任準備金額の1.01倍相当額に $\frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$ の割合を乗じて得た金額。ただし、会社所定の金額の範囲内であることを必要とします。
- ② 第①項の場合、契約者に対する貸付が行われているときには、会社は、その貸付金の元利合計額を支払うべき金額から差し引くものとします。
- ③ この特約による保険金受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- ④ 契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）のときには、第③項の規定にかかわらず、この特約による保険金受取人は契約者とし、それ以外の者に変更することはできません。
- ⑤ 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約は消滅するものとします。
- ⑥ 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合は、この特約による保険金の支払事由の発生日にさかのぼって、主契約の基本保険金額は指定保険金額と同額の減額がなされたものとします。この場合、主約款の払いもどし金の規定にかかわらず、会社は、払いもどし金を支払いません。
- ⑦ この特約による保険金の支払がなされる前に主契約の保険金の請求を受けた場合には、会社は、この特約による保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約による保険金を支払いません。
- ⑧ この特約による保険金が支払われたときには、会社は、その後、主契約の保険金の請求を受けても、第①項第(1)号または第(2)号に定める金額分については、これを支払いません。

第4条（この特約による保険金を支払わない場合）

被保険者が、次の各号のいずれかの事由によって第3条（この特約による保険金の支払）第①項に規定する支払事由に該当した場合には、会社は、この特約による保険金を支払いません。

- (1) 契約者の故意
- (2) 被保険者の故意または自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱。ただし、その事由によって支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影

響の程度に応じ、この特約による保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

第5条（この特約による保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① この特約による保険金受取人は、この特約による保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表）を提出して、保険金を請求してください。
- ② この特約による保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を必要としません。

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第8条（特約の解約）

契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表）を提出してください。

第9条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、この特約は、その事由が生じた時に消滅します。

- (1) 第3条（この特約による保険金の支払）の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約の規定により主契約が災害保障付円建積立保険へ移行したとき

第10条（払いもどし金）

この特約に対する払いもどし金はありません。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① この特約が付加された主契約を告知義務違反により解除するときは、この特約も含めて解除するものとします。
- ② 第①項の場合、主約款に定めるほか、会社は、被保険者がこの特約による保険金の支払事由に該当した後でも、主契約を解除することができます。この場合、主約款の告知義務違反による解除の規定および契約を解除できない場合の規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第13条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第14条（管轄裁判所）

この特約による保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

第16条（主契約に条件付保険特約が付加されている場合の取扱）

主契約に条件付保険特約が付加されている場合、会社は、条件付保険特約について、次の各号に定めるところによるほかは、特約条項に定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険金削減支払法が付加されている場合で、削減期間中に支払事由が生じたときには、第3条（この特約による保険金の支払）第①項にかかわらず、第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号または第(2)号に定める金額にこの特約による保険金の支払事由の発生日における条件付保険特約の特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額を支払います。
- (2) 第(1)号の場合、会社の定める方法により計算したこの特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月間の第(1)号により計算される金額に対する利息および指定保険金額に対する保険料相当額を差し引くものとします。
- (3) 特別保険料領収法が適用されている場合は、第3条（この特約による保険金の支払）第①項第(1)号および第(2)号に定める主契約の責任準備金額に、特別の保険料に対する責任準備金額を合算します。

第17条（主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用）

主約款に定める未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしの規定の準用にあたっては、第3条（この特約による保険金の支払）第⑤項および同条第⑥項の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約が消滅したものとして、主約款の規定を準用します。
(2) 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、この特約による保険金が支払われた場合	この特約による保険金の支払事由の発生日からその日を含めて6か月を経過した日に主契約の基本保険金額が指定保険金額と同額の減額をされたものとして、主約款の規定を準用します。

第18条（保険料払込時における円換算レートを固定する場合の特則を付加した円換算払込特約を付加している場合の特則）

保険料払込時における円換算レートを固定する場合の特則を付加した円換算払込特約を主契約に付加している場合、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) この特約による保険金が指定通貨で支払われる場合、固定円建保険料を会社が第1回保険料または第1回保険料に相当する金額を受け取った日の前日の固定円換算レートにより指定通貨に換算した金額を用いて、第3条（この特約による保険金の支払）第①項の規定を適用します。
- (2) 円換算支払特約が付加されることによりこの特約による保険金が円で支払われる場合、この特約による保険金を円に換算した金額を用いて、第3条（この特約による保険金の支払）第①項の規定を適用します。

(2023年10月改定)

別 表

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	この特約による保険金 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) この特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) この特約による保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約目次

この特約の主な内容	第10条 移行後契約の解約
第1条 用語の意義	第11条 積立金の一部取崩
第2条 特約の締結	第12条 目標額の変更
第3条 災害保障付円建積立保険への移行	第13条 契約者に対する貸付
第4条 保険金の支払	第14条 契約者配当金
第5条 保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所	第15条 主約款の規定の準用
第6条 特約の復活	別表1 対象となる感染症
第7条 重大事由による解除	別表2 請求書類
第8条 特約の解約	
第9条 払いもどし金	

目標到達時災害保障付円建積立保険移行特約

(この特約の主な内容)

この特約は、無配当低解約返戻金型外貨建終身保険（予定利率毎月更改型）契約に付加することにより、円に換算した主たる保険契約の解約返戻金額が目標とする金額以上となったときに、災害保障付円建積立保険に自動的に移行することを主な内容とするものです。

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主契約	主たる保険契約のことをいいます。
(2) 主約款	主契約の普通保険約款のことをいいます。
(3) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(4) 指定通貨	主契約の締結の際、契約者が指定した主契約に適用される通貨のことをいいます。
(5) 保険金	死亡保険金または災害死亡保険金のことをいいます。
(6) 目標額	災害保障付円建積立保険に自動的に移行する際に目標となる円建の金額をいいます。
(7) 取引銀行	会社が指定通貨を円に換算するにあたって主として取引する銀行のことをいいます。
(8) 積立金	将来の保険金を支払うために積み立てる金額をいい、災害保障付円建積立保険へ移行後の経過した年月数によって、会社の定める方法により計算します。
(9) 積立利率	積立金を積み立てる際に適用する利率のことをいい、予定利率から災害死亡に関する費用および保険契約関係費用として定められた率を控除して算出します。

第2条（特約の締結）

- ① この特約は、主契約の締結の際または締結後、契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。
- ② 契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で目標額を設定してください。
- ③ 主契約の締結の際に、この特約が主契約に付加された場合、会社は、目標額を保険証券に表示します。
- ④ 主契約の締結後、この特約が主契約に付加された場合、会社は、この特約の名称および目標額を記載した保険証券を新たに交付します。

第3条（災害保障付円建積立保険への移行）

- ① 次の第(1)号の金額が第(2)号の金額以上となった場合、その日（以下「目標到達日」といいます。）の翌日を積立移行日として、主契約は災害保障付円建積立保険に自動的に移行します。
 - (1) 主契約を解約したとみなしたときの解約返戻金額（契約者に対する貸付が行われている場合には、貸付金の元利合計額を差し引いた後の金額をいいます。）を会社所定の換算レートにより円に換算した金額
 - (2) 契約者が設定した目標額
- ② 第①項の判定は、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日からその日を含めて会社の定める期間経過後における会社の営業日、かつ、取引銀行の営業日にあたる日ごとに行うものとします。
- ③ 第①項第(1)号に定める会社所定の換算レートは、第②項に定めるそれぞれの日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- ④ 災害保障付円建積立保険に移行後（以下「移行後契約」といいます。）の積立金額は、第①項第(1)号の金額に基づき、積立移行日における積立利率によって計算します。
- ⑤ 移行後契約の保険期間は、終身とします。
- ⑥ この特約により主契約が災害保障付円建積立保険へ移行される前に次の各号に定める保険金の請求を受けた場合で、かつ、その保険金が支払われるときは、主契約の基本保険金額のうちその支払いによって支払事由の発生日にさかのぼって消滅する（減額がなされたものとする場合を含みます。）部分については、第①項の規定にかかわらず、災害保障付円建積立保険へ移行しません。
 - (1) 主契約の高度障害保険金
 - (2) 主契約に付加されたりビング・ニーズ特約による保険金
 - (3) 主契約に付加された介護前払特約による介護前払保険金

第4条（保険金の支払）

- ① 積立移行日以後に被保険者が死亡したときには、死亡保険金および災害死亡保険金を次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支払事由 (死亡保険金、災害死亡保険金を支払う場合)	支払金額	受取人	免責事由 (支払事由に該当しても死亡保険金、災害死亡保険金を支払わない場合)
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき。 ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。	積立移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する積立移行日の月単位の応当日の前日までの経過年月数を基準に計算した積立金額	主契約の死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 主契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱
(2) 災害死亡保険金	被保険者が次のいずれかに該当したとき (ア) 積立移行日以後に発生した不慮の事故*による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (イ) 積立移行日以後に発病した感染症*を直接の原因として死亡したとき	積立移行日から被保険者の死亡日の直後に到来する積立移行日の月単位の応当日の前日までの経過年月数を基準に計算した積立金額の1.1倍相当額		被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 主契約の死亡保険金受取人の故意または重大な過失 (エ) 被保険者の犯罪行為 (オ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (カ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (キ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (ク) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ケ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

* 不慮の事故 主約款の別表1に定める事故をいいます。

* 感染症 別表1に定める疾病をいいます。

- ② 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときには、会社は、その受取人が受け取るべき金額を支払わず、その金額を除いた残額を他の受取人に支払います。この場合、支払わない部分の積立金額を第9条（払いもどし金）の規定により契約者に支払います。
- ③ この特約の災害死亡保険金の支払について、主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場

合で、一部の受取人の重大な過失により被保険者が死亡したときには、会社は、その受取人に対しては、災害死亡保険金を支払わず、第①項第(1)号の規定を適用します。また、他の受取人に対しては、災害死亡保険金の残額を支払います。

- ④ 被保険者が戦争その他の変乱（災害死亡保険金の支払のときは、地震、噴火または津波を含みます。）によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その影響の程度に応じこの特約の保険金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。
- ⑤ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときには、会社は、保険金を支払います。

第5条（保険金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 保険金の受取人は、保険金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表2）を提出して、保険金を請求してください。
- ② 保険金の支払の期限および支払の場所については、主約款の規定を準用します。

第6条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に契約者から別段の申出がないときには、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 第①項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときに限り、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第7条（重大事由による解除）

重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。ただし、移行後契約の重大事由による解除の原因となる事由として「契約者、被保険者または主契約の死亡保険金受取人が、この特約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合」を追加します。

第8条（特約の解約）

契約者は、目標到達日以前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

第9条（払いもどし金）

- ① 移行後契約の払いもどし金は、次の各号に定めるとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が免責事由に該当したとき (第4条)	積立移行日からの経過した年月数によって計算した積立金額	契約者
(2) 移行後契約が解除されたとき (第7条)		
(3) 移行後契約が解約されたとき (第10条)		
(4) 移行後契約の積立金の一部が取り崩されたとき (第11条)		
第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、積立金を払いもどしません。		

- ② 第8条（特約の解約）の規定によりこの特約が解約される場合は、この特約に対する払いもどし金はありません。

- ③ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表2）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

第10条（移行後契約の解約）

契約者は、いつでも将来に向かって、移行後契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。

第11条（積立金の一部取崩）

- ① 契約者は、必要書類（別表2）を提出して、積立金の一部取崩（以下「一部取崩」といいます。）を請求することができます。ただし、一部取崩後の積立金額が10万円未満のときには、会社は、一部取崩を取り扱いません。
- ② 一部取崩が行われた部分は、解約されたものとして取り扱います。

第12条（目標額の変更）

- ① 契約者は、目標到達日以前に限り、会社の定める範囲内で目標額を変更することができます。この場合、必要書類（別表2）を提出してください。
- ② 目標額の変更日は、第①項の必要書類（別表2）が会社に着いた日とします。

第13条（契約者に対する貸付）

主約款の規定にかかわらず、積立移行日以後、会社は、契約者に対する貸付を取り扱いません。

第14条（契約者配当金）

この特約に対する契約者配当金はありません。

第15条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、主約款の規定を準用します。

(2023年10月改定)

別表 1

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ> ^{かいはくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]（ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り。）	U04
<p>(注) 新型コロナウイルス感染症（2020年7月3日時点の世界保健機関「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」におけるコードU07.1（コロナウイルス感染症2019、ウイルスが同定されたもの）をいいます。）は、同感染症が次のいずれかに該当する期間中に、被保険者等が死亡した場合、高度障害状態になった場合または条件付保険特約等が付加された保険契約（特約を含みます。）の支払事由等に該当した場合に限り、「対象となる感染症」に含めるものとします。</p> <p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」といいます。）第6条第2項、第3項または第4項に感染性の疾病として掲げられていること</p> <p>(2) 感染症予防法第6条第7項第3号に掲げる感染性の疾病に該当していること</p> <p>(3) 感染症予防法第6条第8項に基づき政令により指定感染症として定められていること</p>	

別表2

請求書類

項目		必要書類
1	死亡保険金 災害死亡保険金 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 主契約の死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 主契約の死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 災害死亡保険金の場合、不慮の事故であることを証する書類
2	特約の解約 (第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	払いもどし金 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	移行後契約の解約 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	積立金の一部取崩 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	目標額の変更 (第12条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。</p>		

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 次の(ア)から(ウ)の範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の親族
- (2) 第(1)号のほか、次の(ア)から(エ)の範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - (ア) 主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) 主契約の死亡保険金受取人
 - (エ) その他前(ア)および(イ)に掲げる者と同等の関係にある者

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、第3条（指定代理請求人の指定）で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
- (3) その他第(1)号または第(2)号に準じる状態であると会社が認めた場合

② 指定代理請求人が第①項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条（指

定代理請求人の指定) 各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、主契約の死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。

- ③ 第①項または第②項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じとします。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第①項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第①項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 第⑤項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第②項中、「主契約の死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

(2025年1月改定)

別表

請求書類

項	目	必 要 書 類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 指定代理請求人が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

会社は、上記の書類以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部を省略することまたは上記の書類の提出以外の会社の定める方法による請求を認めることがあります。

■ お問い合わせ先

大樹生命 お客様デスク

フリーダイヤル 0120-312-808

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

引受保険会社

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03(6831)8000 (大代表)

ホームページアドレス <https://www.taiju-life.co.jp/>